

令和7年11月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年11月7日（金）
14時55分 ～ 15時30分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2階）
- 3 議 事 議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第 17号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1）農地法第3条の3第1項の規定による届出
2）全国農業新聞の普及状況
3）業務報告

出席委員 19名

2番 吉 江 秀 一	12番 西 村 一 成
3番 石 丸 正 明	13番 中 田 栄 信
4番 宮 西 勝 昇	14番 山 本 克 博
5番 加 賀 谷 良 雄	15番 大 浦 正
6番 木 村 鉄 雄	16番 福 原 智 子
7番 唐 島 隆 夫	17番 水 上 龍 二
8番 加 藤 裕	18番 山 口 誠 一
9番 山 崎 外 喜 雄	19番 日 光 和 雄
10番 和 田 由 美 子	20番 作 田 昭 一
11番 渋 谷 達 也	

欠席委員 1番 田 悟 敏 子

令和 7 年 11 月 7 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	どうも皆さんお疲れ様でございます。予定しておった時間よりも早いですけれども、今日ご出席予定の皆さんお揃いですので、ただいまから 11 月の総会を開きたいと思います。 まず視察研修に参加いただきました方々については、本当にお忙しい中、参加していただきまして、ありがとうございました。おかげさまで天気も良く、また視察も順調に進められたことを嬉しく思っております。 それから加賀谷委員さんについては、農業祭農事功労賞受賞ということで、大変おめでとうございます。その他には営農組織として、小矢部市の農事功労ということで茄子島営農組合さん、西村さんが組合長をされておられますけども、表彰を受けられたということで本当におめでとうございます。こうした委員の中でそういったような栄えある表彰を受けられたということは、当委員会にとっても嬉しい限りではないかなというふうに思います。 11 月になって結構気温が下がってきて、ちょっと体が持ちにくいような日々も続いておりますけれども、それから、先月皆さんにはご足労いただきまして農地パトロールの現地調査をしていただきましたことを、本当に感謝申し上げます。今日まで資料の提出ということになっておりまして、いろいろ問題点があったかと思いますが、今後事務局で整理をしていただき、今後にまた反映をさせていただくということで、よろしくお願いいたします。 ただいまの出席委員は 19 名でございまして、過半数に達しておりますので、本総会は成立しております。欠席は〇〇委員さんと伺っておりますのでよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員を指名いたします。17 番の水上委員さんと、20 番の作田委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 16 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第 17 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、2 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局	議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。 受付番号14番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、1ページから5ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。 以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の○○委員さんより、受付番号14番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	はい、それでは、報告申し上げます。 譲渡人、○○様○歳、譲受人、同じく和沢で○○様。○○様及び○○様、○○営農さんの方に調査をさせていただきました。 ○○様は○歳なのですが、数年前より目の病気で視力が低下されまして非常に苦労されている形の中、現在に至るまで圃場の管理作業等に従事されていたんですが、今回、視力が大分低下して不都合になった形で、居住の方は高岡市ですが和沢の方にもお家をお持ちなんですけど、その病気の関係で高岡の方に在住される状況になって、○○まで通って営農の方もやられていました。 その中で今後の形を考えた折に、何かの形で譲渡していきたいというお話を検討されておったところ、同組合の○○様○歳なのですが、そちらの方から今回の譲渡に関して引受けるというふうな話で決定したということで、申請に至ったということであります。 お2人とも○○営農さんの構成員で農業の方に従事されている形で、形態は変わらないみたいなんですけど、その関係で進めていくということで、よろしく審議のほどお願いしますというお話でございました。 和沢営農さんが中心に田作されているところでございますので、今後とも問題無いと思いますので、承認のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	ありがとうございました。

	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問等が無いようですので、続きまして、受付番号15番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号15番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、6ページから8ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。 以上です。
会長	それでは、○○地区担当の私から、受付番号15番について、調査報告をしたいと思います。
会長	今ほど事務局からもありましたように、今年の3月の総会で、もうすでに駐車場になっているところを安養寺の町内会の方へ渡されたということで、3月にそういったような許可申請が上がってありました。 それから今年の7月の総会には、宅地の周りの一部畑と宅地等についての許可申請があり、これについてもこちらの方で承認しました。 そして今回、残りの田んぼについて、現在耕作しておられる○○さんが買われるというようなことになって、これにて○○さんの農地について全て譲渡が終わるというような経過になっております。小橋さんについては自宅等を売り払い、現在のところ津沢の方で生活をされておりますが、離農されるということでもあります。 受け手の○○等につきましては、集落営農の中で法人化されてきた営農組織であり、現在も約○町の耕作をしておられる営農組合であります。受け手としては問題ないと思っております。 今回で○○さんは農家ではなくなるということで、こちらの地面等、宅地等についても全て売り払われたということでもあります。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。

会長	15番について、質問が無いようですので、受付番号16番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号16番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲受人が○さん、譲渡人が○○さんです。位置図については、9ページから12ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないと思われるため、許可条件を満たしていると思われます。 以上です。
会長	それではこの16番の件につきまして、若林地区担当の○○委員さんより、調査報告をお願いいたします
○○委員	それでは調査報告いたします。 譲受人が○○さんで、譲渡人が○○さんとなっております。申請地は小矢部市○と○の2筆となっております。 今回、○○行政書士さんの方でお話を聞いてきました。○○さんの方で田んぼを、もう地元にもいないので田んぼを売りたいということで、初めに○○に打診したそうですが断られ、○○さんの方にOKをもらったという話でしたので、この○○の他にも、あと○○の方でも何枚かあったそうなので、それも全て○○さんが引き受けるということでした。 ○○さんはちょっとでかいところで、この近所でも現在耕作しているので特に問題は無いと思います。 以上で終わります。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第16号、受付番号14番、並びに15番、16番の3件について異議のない委員の方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい、挙手が過半数を超えております。それでは「異議なし」として、議案第16号については「承認」といたします。

	続きまして、議案第17号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	では、議案書の2ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、3ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は4ページから9ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	はい、ただいまの件についてですけれども、質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第17号について異議のない方の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	はい、挙手が過半数を超えておりますので、議案第17号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回は協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 9～11ページ 2) 全国農業新聞の普及状況 12～14ページ 3) 業務報告・予定 15 ページ 4) 新年懇親会の開催について 16 ページ
会長	はい、ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	他にございますでしょうか。

	無いようでしたら、ちょっと私の方から、先月の常設審議委員会でいろんな見解が出た中で、1つだけ皆さんにお伝えしておきたいと思います。 と言いますのは、今、小矢部でも大分砂利採取が進んでおります。一時転用をして復帰させるときに、原状回復と言う形で現在のところされておりますが、その原状回復の際に、例えば今、4反なり3反なり5反なりの田んぼを、例えば3枚とか4枚まとめて砂利採取をしているわけですが、それを例えば田んぼ2枚にするとか田んぼ1枚にして、そのまま田んぼに復帰させるということが、国の許可なくできるそうであります。 何か問題あるのかっていう話になると、ただ大型圃場に復帰させるということですから、当然1枚の田んぼに地権者が例えば2人3人入ることにはなるケースもあるだろうし、同一所有者が2枚3枚持っていて、それを管理の問題で原状復帰ということもあるかと思いますが、1枚の田んぼにするということも当然可能ですので、またそれはあくまでも所有者なり耕作者との同意に基づいて、業者の方にその原状復帰の申請、計画変更というか、そういったようなものをお出しいただくことでできると、国とか県の許可は要らないという一応お墨付きを、会合の中で出ておりましたので、今後皆さんのちょっと頭の隅に置いていただければ、今現状で1町以上の区画をしていこうとかいろいろな形で、予算配分なり結構手挙げるところが多いというふうに聞いておりますけれども、そういったような私的な形での砂利採取の後から、やっぱり大型化していくということが可能であるということだけ、皆さんの頭の隅に置いていただければと思います。
〇〇委員	これ、いつからですか、すぐですか。
会長	現在でも大丈夫だそうです。
〇〇委員	その登記はどうなるのか。
会長	地番に変更はないです。
〇〇委員	地番は分かるけど、畔倒ししてしまったら面積が増えるでしょう。
会長	畔倒しも含めた形での今の地籍でしょう。

〇〇委員	ではそのままですか。
会長	そのまま、境界なり何かは入れるか入れないかは、これはまた別の問題で、実際に耕作者の方は少しでも面積が大きい方が効率が上がるというふうには思いますが、色々な事情があってそれはできないということも当然出てくるとは思いますけども、そういったような手法も可能であるということでもあります。 事務局もそういったような形で受付される際には、ちょっと特に耕作者が組織なり中核農家みたいな人達だと、そういったような方面に喜ばれるのかなと思いますので、配慮のほどをお願いしたいなと。
事務局部長	代償人さんとか、砂利採取屋さんなんかが来られたりしたときには、そういうこともお伝えできるようにしていかなければならないですね。
〇〇委員	それは砂利採取している人は知っているのか。
会長	業者も所有者も知らないと思う。
〇〇委員	その件は例えば今後、冬期座談会とかいろいろありますよね、そういう折に地元の方に情報提供してよろしいということですよ。
会長	結構です。 ただ詳しい資料等については、事務局悪いけど、農業会議にちょっと、その辺あれば、ちょっと出していただければいいのかなと。少なくとも1月の総会のときにそういったような資料だけでもあるといいですね。
会長	無いようでしたら本日の案件は全て終了いたしました。
事務局次長	会長すみません、冒頭に会長さんご挨拶の中で農業祭の表彰の方々のご披露と言いますか、なされましたが、実はそれ以外の表彰で農林業振興事業表彰としまして、会長さんが代表である〇〇さんも表彰されたということを、この場を借りてご報告させていただきます。以上です。
会長	ありがとうございます。 ということだそうで、これで総会を閉会したいと思います。

	閉会の挨拶を職務代理さん、お願いいたします。
職務代理	本日の総会、お疲れ様でした。 また、先月の農地パトロールのほうも、無事に終わったようなので良かったですと思います。 最近はまだちょっと寒くなってきたので、やっぱり健康管理の方もしっかりして、また来月の総会に元気に参加することをお願いします。 これにて総会を終わります。
会長	どうもありがとうございました。
	－11月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。

なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年11月7日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 17 番 水 上 龍 二

20 番 作 田 昭 一